

## 宮城県知事が指定する特認の事項（県特認基準）

### 1 〔対象地域〕

(1) 8法地域内

8法地域内には、特認地域を設けない

(2) 8法地域外

\* 8法地域外については、a, b, c いずれかの要件を満たす農用地であること。

a 8法地域に地理的に接する農用地

b 農林統計上の中山間地域（旧市町村）

c 既成市街地等に該当せず、次のア～ウに該当する地域旧市町村

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ D I D地区からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率（平成12年～17年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km<sup>2</sup>未満であること

### 2 〔農地の基準〕

\* 次のいずれかの要件を満たす農用地であること

(1) 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）

(2) 自然条件により小区画・不整形な水田

(3) 草地比率が高い（70%以上）地域の草地

(4) 高齢化率・耕作放棄率の高い農地